

【Gymwith 体操スクール規約】

第1条（名称）

本教室は、Gymwith 体操スクールと称す。（以下、本教室）

第2条（所在地）

本教室の所在地は、宮城県仙台市青葉区南吉成 2-17-8 とする。

第3条（目的）

本教室は、体操を通じて子供たちが安全かつ効果的に体を動かし、基礎運動能力の向上を図ることを目的とする。

第4条（会員の資格・条件）

本教室の会員は以下の各号に該当する者とする。

①本教室主催の教室等に参加できる心身の健康を有する方（心身に障がいがなく、健康に異常のない方※必要に応じて医師による健康証明書の提出を求めることがある。）

②本教室の会則等の諸規程、施設利用規則を承認し、指導者の指示に従うことを承諾された方。

第5条（入会手続き・受講費）

本教室の活動は、2025 年 4 月から開講する。

受講を希望される方は所定の入会申し込み書に必要事項を記載し、本教室の承認を得た上、受講費を本教室に納入するものとする。納入が確認され次第、正式な会員登録とする。尚、金額、支払い期間及び支払い方法は本教室が定めるものとする。

受講費は保険・事務手数料・教室運営費・指導料などに当てるものとする。

受講費は入会直後 2 ヶ月分は現金徴収(入会費・保険料・年会費等別途含む)、その後は口座振替にて受講費を徴収する。ただし口座振替の手続きが間に合わない場合は、口座振替手続き完了まで追加で月受講費を現金徴収する場合がある。

途中入会においては、日割り計算を採用する。なお、計算方法は本教室が定める。

第6条（退会・コース変更）

①途中退会の場合は受付にて申告する。申告は退会月の前月 10 日までとする。それ以降の申告は翌月分の受講費が発生するものとする。

②眼病及び、伝染疾患、内臓等、健康上支障が生じた場合、何らかの理由により授業に支障をきたすと判断した場合、退会勧告をすることがある。

③コース変更は原則年 2 回までとする。（教室の状況により判断する）

第7条（振替について）

本教室の振替について、お休みされた日数分 1 年間有効とする。

ただし、会員システム上で、ご受講お休みを確定させたもののみ有効とする。

第8条（施設の閉鎖・教室の中止）

本教室は、下記の場合諸施設の全部、または一部を閉鎖できるものとする。

①天災地変等その他、やむを得ない理由により開館が不可能な時。

②施設の修繕、または改修をするとき。

③法令の制定、あるいは行政指導等によるとき。

④社会情勢等で運営上やむを得ない時。

この場合、メール等や電話にて連絡するものとする。

第9条（施設利用）

本教室は、講習会、特別行事、施設整備、改修等のため、施設の利用を制限（休館も含む）することがある。

この件については、会費、補償、その他何らかの請求、異議申し立てをすることができないものとする。

第10条（教室参加について）

教室に参加を希望する場合は、本人（保護者代筆可）とその親権者が連署した上、申し込むこととする。この場合、親権者が自ら会員となった場合と同様に会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第11条（事故責任）

①会員等は自己の責任と危険負担において、他の会員と協調し本教室の施設を利用していただくものとする。

②本教室は、会員等の施設利用中（駐車場含む）に際し、生じた障害、盗難等の人的、物的事故については本教室に故意、または重過失がない限り一切責任を負わないものとする。

③会員等は、本教室内で指導者による指導中に障害を受けた時、その会員等が指導者の指示に従っており、指導者に故意または重過失があった場合に限り、本教室は損害賠償の責任を負うものとする。但し、本教室加入の保険会社等の保証査定内の保証限度額内で負うものとする。

④会員等は、本教室の利用に際し、自己の責任に帰すべき理由により、本教室または、第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとする。

第13条（広報）

本教室では、広報の目的で撮影および掲載を行う場合がある。会員は、入会時点でこれに同意したものとする。

ただし、広報目的での撮影等行う際に、指導者は事前に会員へ周知することとする。

第12条

入会申込書の提出は会則に同意したものとする。

第12条（附則）

本会則は令和 7 年 3 月 25 日より施行する。